

令和6年6月24日

大阪府教育委員会会議会議録

1 会議開催の日時

令和6年6月24日(月) 午後2時00分 開会
午後2時30分 閉会

2 会議の場所

委員会議室(府庁別館6階)

3 会議に出席した者

教育長	水野達朗
委員	中井孝典
委員	井上貴弘
委員	岡部美香
委員	竹内理
委員	森口久子
教育監	大久保宣明
理事兼教育次長	東口勝宏
教育センター所長	酒井智
教育総務企画課長	平田誠和
高等学校課長	林田照男
小中学校課	芳野和宏
支援教育課長	御手洗英樹
保健体育課	木原哲也
教職員企画課長	倉橋秀和

4 会議に付した案件等

- ◎ 議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について
- ◎ 議題2 大阪府教育委員会会議規則の改正について
- ◎ 報告事項1 令和5年度検定合格高等学校用教科用図書の調査研究結果について
- ◎ 報告事項2 「令和7年度使用 教科用図書選定資料 中学校用」について

5 定足数確認

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、6月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTube配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは教育長お願いいたします。

(教育長)

はい、それでは開会にあたりまして定足数を確認いたします。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい。本日は教育長および委員の計6名のうち6名が出席しており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

(教育長)

はい。それでは定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

6 議事等の要旨

(1) 会議録署名委員の指定

岡部委員を指定した。

(2) 5月13日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3) 議題の審議等

(教育長)

それでは議事に入ります。本日の議事進行ですが、報告事項1と報告事項2は教科書の選定採択に係る報告となっております。竹内委員におかれましては、検定教科書の著作編集関係者にあられるため、文部科学省の通知等を踏まえ、ご退席いただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは議題1の審議に入ります。

◎議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】地方教育行政の組織及び運営に関する法律29条の規定により知事から意見を求められた令和6年6月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する件である。

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立門真スポーツセンター消防設備改修工事請負契約）

○条例案

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 2 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

【質疑応答】

（教育長）

はい。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見あわせてお伺いできればと思います。井上委員。

（井上委員）

14ページの条例案の番号2、認定こども園の人数のところについて、おおむね20人につき1人以上や、おおむね15人以上につき1人とあります。「おおむね」は、どれくらい幅があるものですか。

（教育長）

事務局いかがでしょうか。回答できる担当者いらっしゃいませんか。

（教育総務企画課長補佐）

はい。国の方の基準で決まっております。具体的には、おおむね20人につき1名、25名につき1名と、国の基準に従って決まっております。

（井上委員）

それは国の基準でわかるのですが、一般の市民の、例えば保護者目線になったときに、「おおむね」は大体何人なのかと思うのですが、それについては国から示されていないのですか。

(教育長)

平田課長。

(教育総務企画課長)

教育総務企画課長平田でございます。井上委員のご指摘の点について、この場で直ちにお答えできず、非常に申し訳ございません。条例は福祉部との共管でございます。正確な内容を確認しまして、改めてご説明差し上げたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

(井上委員)

ありがとうございます。できれば個別にではなくて、このような場においてご説明いただいた方がよいと思います。保護者から見れば、条例では職員等の数がせつかく園児 15 人あたり 1 人や 20 人あたり 1 人になっているのに、実際には職員等が園児 22 人あたり 1 人や 23 人あたり 1 人になっていた場合、基準より園児の数が多いのではないかとということがあるので、そのあたりが明確ではないという場合は、国の方に何人ならばよいか、基準を決めてもらった方がよいのではないかとと思いますので、また教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

(教育長)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議題 1 について原案通り賛成の場合は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、原案通り承認いたします。

なお、先ほど井上委員からご質問あった件に関しましては、福祉部としっかりと調整の上で改めて説明をお願いいたします。

◎議題 2 大阪府教育委員会会議規則の改正について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】 大阪府教育委員会会議規則において、毎月一回招集するとされている大阪府教育委員会会議の招集について、例外規定を設けるため、大阪府教育委員会会議規則第 2 条を改正する件である。

【質疑応答】

(教育長)

はい、それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。中井委員。

(中井委員)

はい。文言そのものに反対するというものではないのですが、改正後の案は、要するにゼロ規定ですね。従前でしたら、月に1回招集する。ところが、次からは、招集はしない場合もあるということだと思えるのです。それはそれでよいのですが、ただ、教育委員会会議は非常に重要な会議ですので、開催しないということは、ほぼないはずなので、絶対に開催をとはいませんが、なるべく月1回は確保していただきたいと思っておりますので、意見として申し上げたいと思います。以上です。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。はい、森口委員。

(森口委員)

私も中井委員と同じ意見です。今までも、今回は(開催しない)というようなことはありましたので、それ自身に問題はないと思うのですが、最低何ヶ月に1回等、下の制限はないのでしょうか。3ヶ月も開催期間が空くというようなことが、本当によいのかどうかというあたりです。

(教育長)

事務局いかがでしょうか。平田課長。

(教育総務企画課長)

教育総務企画課長の平田でございます。ありがとうございます。この規則自体は、法令において運営に必要な事項を定めるという位置づけでございます。森口委員の御指摘の点については、法令において最低何回という規定があるかというところにもかかってこようかと思っております。この点は、最低何回と定められていないというのが現状でございます。今回の改正の趣旨としましては、毎月1回開催するということを大前提として、新たに規定する、但し書きの特別の事情というのは、仮に当該月に議題がない場合を想定して、改正をしておこうという趣旨でございます。

(森口委員)

開催回数下限を明記するという事は、必要ではないでしょうか。

(教育長)

平田課長。

(教育総務企画課長)

最低の回数を明記するという趣旨でしょうか。

(森口委員)

様々な考え方があってよいとは思いますが、懸念しているのは、開催しないことが慣例になってしまっただけではないのかというあたりです。わざわざ規則を変えるのであれば、そのようなことがなされないような文言にすべきではないのかという意見です。

(教育長)

平田課長。

(教育総務企画課長)

ありがとうございます。開催しないという意図はなく、会議を毎月 1 回招集するということを、まず前段として記載をさせていただいております。最低月 1 回は招集するということが基本的な考え方でございます。また、規則の性質としましても、運営上必要な事項を定めるというものでございますので、仮に月 1 回以上という表記もできなくはないと思えますけれども、月 1 回必ず招集するということを第 2 条第 1 項の前半部分にしっかり書いてございますので、意図的に開催しないということはずないと考えてございます。それから、会議の招集権につきまして、これは法令で、教育長に権限がございますので、教育長がないと判断すれば開催はしないということもございまして、そういったところは最終的に教育長が判断する権限を持っているというものでございます。

(森口委員)

わかりました。今のご説明で、この文言の中に内容が十分含まれているという説明と受け止めました。ありがとうございます。

(教育長)

はい、ありがとうございます。はい、岡部委員。

(岡部委員)

ありがとうございます。中井委員と森口委員のご意見を聞いていて、私も少し不安に思うところがあるので、発言させていただきたいと思っております。今ご説明いただいたご事情はよく分かりましたが、事後承認が多くなってしまうと良くないと思っているところがあります。会議を開いていない間に色々と事務が滞るということはなく、色々な実務が進んでいるときに会議がなかったのも、後からこのように進めましたのでよろしいですかという形で、事後承認が続くということがないようにさせていただきたいということです。改正の文言はこれ

でよいと思うのですが、教育委員会の中の内規という形で、事後承認という形をとらないように、教育の議事に関しては基本的に教育委員会会議で審議してから公表したり進めたりするということを教育委員会で確認し、議事録に残していただくという形を取ることが、全員の安心に繋がっていくような気がするのですが、いかがでしょうか。

(教育長)

では、私から一言コメントをさせていただきますと、今回改正前の文言をご覧くださいと、こちらは毎月1回招集をすると決まっている形です。ゆえに、議案がないときでも、条文を読み解けば、招集しなければならなかったとも読み取れるわけです。しかしながら、実際のところ、過去の会議の招集を見ますと、議案がない月もございましたので、それを是正するために、今回改正後の文言に変えたというのが大きな趣旨でございます。

その上で変えた後に、今、委員の皆様からご指摘いただいた、2ヶ月も3ヶ月も教育長が招集しないということが起こりうるのではないかという懸念に関しましては、ご指摘の通り、毎月、教育委員の皆様にご諮るべき事案というのは、それなりありますので、そこをしっかりと事務局側が専決で進めることなく、原則毎月議案というものがある限りは進めていくというところを確認させていただきます。

他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、議題2につきまして原案通り賛成の場合は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。それでは、賛成多数でありますので原案通り承認いたします。

◎報告事項1 令和5年度検定合格高等学校用教科用図書の調査研究結果について
【趣旨説明(高等学校課長)】 標記について、報告する件である。

【質疑応答】

なし

◎報告事項2 「令和7年度使用 教科用図書選定資料 中学校用」について
【趣旨説明(小中学校課長)】 標記について、報告する件である。

【質疑応答】

なし

7 次回の教育委員会会議の予定について

(教育長)

それでは次回の教育委員会会議の日程について事務局からお願いします。

(事務局)

次回は7月22日月曜日、14時からの予定になっております。

(教育長)

はい、それでは次回会議予定は7月22日月曜日、14時からの予定でございます。それでは、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございます。

以上